

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(適用額)

第二条 法第二十一条第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に依り当該各号に定める金額とする。

一 二十四 省 略

二十五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号及び第二十八号イにおいて「平成三十一年改正法」という。）

附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（同号イにおいて「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十六 七十七 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 四 省 略

2 令第二条第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項の規定

附則

改正前

(適用額)

第二条 同上

一 二十四 同上

二十五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第二十八号イ及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十六 七十七 同上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 同上

一 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定

二 五 同上

2 同上

一 同上

二 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

---